

令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表

都道府県名：福島県

農業委員会名：いわき市農業委員会

I 農業委員会の状況(令和7年4月1日現在)

※「I 農業委員会の現況」については、別紙様式1の内容を転記

1 農業委員会の現在の体制

任命・委嘱年月日 令和6年7月8日

任期満了年月日 令和9年7月7日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	24	24
認定農業者	—	11
認定農業者に準ずる者	—	0
女性	—	3
40代以下	—	3
中立委員	—	5

	定数	実数	担当区域数
農地利用最適化推進委員	32	32	32

2 農家・農地等の概要

	経営体数
総農家数	4,960
農業経営体数	3,211

※ 直近の「農林業センサス」又は「農業構造動態調査」に基づいて記入

	農業者数(人)
基幹的農業従事者数	2,901
女性	1,019
40代以下	119

※ 直近の「農林業センサス」又は「農業構造動態調査」に基づいて記入

	経営体数(経営体)
認定農業者	244
基本構想水準到達者	139
認定新規就農者	9
農業参入法人	44
集落営農経営	0
特定農業団体	0
集落営農組織	0

※農業委員会調べ

単位:ha

	田	畑				計
			普通畑	樹園地	牧草畑	
耕地面積	5,430	1,740				7,170

※ 直近の「耕地及び作付面積統計」に基づいて記入

Ⅱ 最適化活動の実施状況

【農業委員会の実績及び点検・評価結果】

※「現状及び課題」及び「目標」については、別紙様式1の内容を転記

1 最適化活動の成果目標

(1) 農地の集積

① 現状及び課題

現状	管内の農地面積(A)	これまでの集積面積(B)	集積率(B)/(A)
	7,230 ha	2,294 ha	31.7 %
課題	農地の出し手と受け手の意向把握が不十分であり、また、今後策定予定の地域計画における目標地図の素案作成に向けて、紙面でのアンケートのほか、意向登録サイトや委員によるタブレット調査を組み合わせながら、効率的かつ効果的な意向把握を実施していく必要がある。		

※1 農地面積は、直近の「耕地及び作付面積統計」における耕地面積を記入

※2 「農地の集積」は、経営局長通知の別表1に掲げる者への農地の集積をいう

※3 「集積面積」は、局長通知別表1に掲げる者へ集積された農地の面積をいう(以下同じ。)

② 目標

農地の集積の目標年度	令和11 年度	集積率	68.0 %
今年度の新規集積面積	437 ha	農地面積(C)	7,230 ha
今年度末の集積面積(累計)(D)	2,731 ha	(目標)今年度末の集積率 (E)=(D)/(C)	37.8 %

※ 農地の集積の目標年度及び農地集積率には、設定した目標の根拠とした目標の目標年度及び当該目標年度における農地集積率を記入

③ 実績

今年度の新規集積面積	246 ha	農地面積(F)	7,170 ha
今年度末の集積面積(累計)(G)	2,540 ha	今年度末の集積率 (H)=(G)/(F)	35.4 %
目標に対する達成状況(H)/(E)	93.7 %		

農業委員会の 点検結果	基盤整備事業や集積協力金の活用による集積面積が増加した。 今後も、市の地域計画策定と併せて、地域での話し合い活動などを積極的に行い、集積率の向上を図っていきたい。
----------------	--

※1 今年度の新規集積面積は、当該年中の集積面積(フロー)を記入

※2 今年度末の集積面積(累計)は、年度末時点の集積面積(ストック)を記入

(2) 遊休農地の発生防止・解消

① 現状及び課題

現状	直近の利用状況調査により判明した遊休農地の状況		
	1号遊休農地面積	うち緑区分の遊休農地面積	うち黄区分の遊休農地面積
	313 ha	313 ha	0.0 ha
	本市は広域な市域を有し、国土調査未了地区もあることから、利用状況調査の実施困難地区が存在する。 また、農業者の高齢化や担い手不足などに伴い、今後、遊休農地の増加が危惧される。		

② 目標

ア 既存遊休農地の解消

a 緑区分の遊休農地の解消

令和3年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地面積	313.0 ha
緑区分の遊休農地の解消目標面積(C)	62.6 ha

※ 緑区分の遊休農地の解消目標は、令和3年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地面積の5分の1の面積を記入

b 黄区分の遊休農地の解消

令和3年度の利用状況調査における黄区分の遊休農地	0.0	ha
黄区分の遊休農地の解消のための工程表の策定方針	黄区分の遊休農地が発生していないため工程表の策定は行わない。	

イ 新規発生遊休農地の解消

前年度に新規発生した緑区分の遊休農地の解消目標面積	27.6	ha
---------------------------	------	----

③実績

ア 既存遊休農地の解消

a 緑区分の遊休農地の解消

今年度の緑区分の遊休農地の解消実績面積(D)	5.8	ha
今年度の目標に対する達成状況(D)/(C)	9.3	%

b 黄区分の遊休農地の解消

黄区分の遊休農地の解消に向けた工程表の策定状況	黄区分の遊休農地が発生していないため工程表は策定していない。	
-------------------------	--------------------------------	--

イ 新規発生遊休農地の解消

前年度に新規発生した緑区分の遊休農地の解消実績面積	0.0	ha
---------------------------	-----	----

④その他

農地の利用状況調査	調査実施時期		調査結果取りまとめ時期	
	通年で実施(8月から11月を強化月間として実施)		12月から2月で取りまとめ	
	1号遊休農地の面積	396.3 ha	うち緑区分の遊休農地	396.3 ha
			うち黄区分の遊休農地	0.0 ha
農地の利用意向調査	調査実施時期		調査結果取りまとめ時期	
	11月から1月		11月から3月	

農業委員会の点検結果	農業委員・農地利用最適化推進委員の活動により、一部の遊休農地の解消に努めたものの、局所的な対応に留まり、目標を達成するには至らなかった。担い手不足など、農業上の課題も大きく影響しているため、今後も取り組みを継続する。
------------	--

(3)新規参入の促進

①現状及び課題

現状	令和3年度新規参入者		令和4年度新規参入者		令和5年度新規参入者	
	12	経営体	22	経営体	27	経営体
	11.6	ha	15.2	ha	9.3	ha
課題	新規就農に当たっては、技術の習得や所得の確保等が課題となっていることから、就農前の研修期間(2年以内)及び経営が不安定な就農直後(3年以内)の所得を確保する給付金の給付や、農業法人等の青年就農者の雇用における実践的な研修への助成等の制度を活用し支援に取り組む。また、初期投資の負担を軽減するため、農業機械等の取得に対する制度や無利子資金の貸付制度を活用して、新規就農者の支援強化に努める必要がある。					

※ 現状欄は、直近3年度の新規参入した経営体数と当該経営体に集積した農地面積を記入

②目標

権利移動面積	令和2年度	令和3年度	令和4年度	平均
	162.2 ha	391.7 ha	350.6 ha	301.5 ha
新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積(A)	30.2 ha			

※1 過去3年間の権利移動面積は、農地法(昭和27年法律第229号)第3条第1項に基づく許可及び農業経営基盤強化促進法第19条に基づき公告された農用地利用集積計画による権利移動面積(有償所有権移転(所有権に基づいて耕作の事業に供していたものに限る。)及び賃借権の設定並びに利用権の設定に限る。)を記入

※2 目標面積は、過去3年度の権利移動面積の平均の1割以上を記入

③実績

新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表した農地の面積(B)	347.6	ha
公表URL	https://www.city.iwaki.lg.jp/www/genre/1000100000412/index.html	(その他の公表方法)
目標に対する達成状況(B)/(A)	1,151.0	%
(参考)新規参入者の参入状況	参入経営体数	19 経営体
	取得農地面積	5.3 ha

農業委員会の点検結果	新規参入者への貸付等が可能な農地については、土地所有者からの直接相談や今後の農業経営に関する意向調査等に基づき、農業委員会だよりによる情報発信及び農地中間管理機構への情報提供に努め、その結果、目標を大幅に上回る成果を上げることができた。
------------	--

※ 参入経営体数は、農地を取得して新たに農業に参入した経営体数を記入

2 最適化活動の活動目標

(1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標

1人当たりの活動日数	10 日/月	最適化活動を行う農業委員の人数	24 人
		農地利用最適化推進委員の人数	32 人

(2)活動強化月間の設定

①目標

活動強化月間の設定回数	3 回
-------------	-----

取組時期	取組項目	強化月間の内容
12月	①農地の集積	意向把握強化月間(地域の担い手に対し、今後引き受け可能な面積を調査するとともに、規模拡大に向けた課題などを聞き取り、必要な支援を実施していく)
1月	②遊休農地の解消	遊休農地対策強化月間(次年度の県遊休農地等再生対策支援事業などの活用を視野に、遊休農地を再生・耕作する農業者の掘り起こし活動を実施する)
2月	③新規参入の促進	新規参入・就農推進月間(新規参入及び就農希望者、特に企業や法人の農業参入を促すため、これまで相談があった企業等を訪問し、必要な支援を実施していく)

※1 取組項目欄は、①農地の集積、②遊休農地の発生防止・解消、③新規参入の促進のいずれかを記入

※2 強化月間の内容欄は、活動強化月間の具体的な取組の内容を記入

②実績

活動強化月間の設定回数	3 回
-------------	-----

取組時期	取組項目	強化月間の結果
12月	①農地の集積	地域計画の協議の場やアンケート調査を通して、農地の集約を進める上で必要となる、農地所有者等の今後の農業経営に係る意向を確認することができた。
1月	②遊休農地の解消	次年度の県遊休農地等再生対策支援事業などの活用を視野に、日々の農地利用状況調査の中で、遊休農地を再生・耕作する農業者の掘り起こし活動を実施した。
2月	③新規参入の促進	農地流動化情報などをもとに、利用可能な農地については、新規就農希望者や過去に農業参入に関して相談があった法人等に情報提供するなどして、必要な支援を実施した。

※ 強化月間の結果欄は、強化月間中に行った具体的な取組の内容とその結果生じた効果等の内容を記入

(3)新規参入相談会への参加

①目標

新規参入相談会への参加回数	1回
---------------	----

開催時期	11月頃	相談会名	ふくしま農業人フェア
参加者数	1名	開催場所	いわき市内(詳細未定)
相談会の内容	本県の農業に興味のある方を対象に、独立での就農や雇用就農に関する相談などについて、農業法人や県内自治体、農業関係団体などが一堂に会し、農業についての相談会を開催し、新規参入を推進するもの。		

※1 新規参入相談会への参加回数欄は、推進委員等が1名以上参加する相談会の数を記入
(参加者数によらず、1名以上が参加する新規参入相談会ごとに1回とする)

※2 複数の新規参入相談会に参加する場合は、適宜、開催時期以下の欄を追加する

②実績

新規参入相談会への参加回数	1回
---------------	----

開催時期	令和6年11月17日	相談会名	ふくしま農業人フェア2024inいわき
参加者数	2名	開催場所	いわき産業創造館 企画展示ホール
相談会の内容	将来的に農業を生業としたいという方へ、農地に関するアドバイスをを行った。 2名の農業委員・農地利用最適化推進委員が出席し、農地の取得方法や許認可の方法、農地中間管理事業の活用などについて、説明した。		

※1 新規参入相談会への参加回数欄は、推進委員等が1名以上参加した相談会の数を記入
(参加者数によらず、1名以上が参加した新規参入相談会ごとに1回とする)

※2 複数の新規参入相談会に参加した場合は、適宜、開催時期以下の欄を追加する(評価点欄は追加しない)

目標の達成状況の評語

目標に対して期待を上回る結果が得られた。

※ 別表に基づいて成果目標及び活動目標の各目標の達成状況に対する評語を記入

【推進委員等の点検・評価結果】

評語	推進委員等の人数
目標に対し期待を大幅に上回る結果が得られた	54
目標に対し期待を上回る結果が得られた	15
目標に対して期待どおりの結果が得られた	0
目標に対して期待を(やや)下回る結果となった	0

※ 別表に基づいて成果目標及び活動目標の各目標の達成状況に対する評語ごとの該当する推進委員等の人数を記入

Ⅲ 事務の実施状況

都 道 府 県 名 : 福島県
農 業 委 員 会 名 : いわき市農業委員会

1 総会、部会の開催実績

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考(定例開催以外の理由)
総会	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	2	

※ 総会又は部会の月ごとの開催回数を記入

2 農地法第3条に基づく許可事務

1年間の処理件数		104 件	うち許可	94 件		
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から	30 日	処理期間(平均)	30 日
	総会開催日の公表	公表している	していない	申請書締切日の公表	公表している	していない

3 農地転用に関する事務(意見を付して知事への送付)

権限移譲の状況 (当てはまるものに○)		・農地法第4条第1項の規定に基づく指定市町村に指定			
	○	・地方自治法第252条の17の2第1項に基づき市町村長へ事務委任			
	○	・地方自治法第180条の2に基づき市町村長から農業委員会へ事務委任			
1年間の処理件数		89 件	うち許可相当	72 件	うち不許可相当 17 件
処理期間		標準処理期間	申請書受理から	30 日	処理期間(平均) 30 日

4 違反転用への対応

現 状	管内の農地面積	年度末時点の違反転用面積
	7,170 ha	0.76 ha
違反転用解消のために実施した活動内容	農業委員・農地利用最適化推進委員会を中心に把握した案件は随時指導を行った。 また、8月から10月にかけて違反転用防止のための農地パトロールを実施した。	
実 績	違反転用解消面積	0 ha

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 違反転用面積は、管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定に違反して転用されている農地の面積を記入

※3 活動内容は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何日何を行ったのか等について具体的に記入